

【表2：自治体議会の同意・承認・決定・意見・請求等の議決事項】

※一部事務組合・広域連合及び財産区の議会は対象外とした。

※「発案者等」中の「議員」には委員会を含む。

※備考中の「執行前提意思」は「執行機関の執行の前提としての意思」を表す。

| 議決事項 | 法令名 | 根拠条項 | 議会 | 発案者等 | 備考 |
|--|------------------------|-------------------------|----------------------------|------|---|
| 同意 | | | | | |
| 副知事・副市町村長等の役員 の解職請求に関する同意 | 地方自治法(昭和22年 法律第67号) | 第86条第3 項・第87条 第1項 | 普通地方公共 団体の議会 | 長が付議 | 団体意思 選挙権を有する者の一定数 以上による請求 議員の3分の2以上が出席 しその4分の3以上による 同意 |
| 議会の議長・議員に利害関係 のある事件についての当該議 員の会議への出席・発言 | 地方自治法 | 第117条 | 普通地方公共 団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| 長の法定期日前の退職 | 地方自治法 | 第145条 | 普通地方公共 団体の議会 | 長の申出 | 機関意思 法定期日前の退職期日に関 する同意 |
| 副知事及び副市町村長の選任 | 地方自治法 | 第162条 | 普通地方公共 団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 監査委員の選任 | 地方自治法 | 第196条第1 項 | 普通地方公共 団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 監査委員の罷免 | 地方自治法 | 第197条の2 第1項 | 普通地方公共 団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 共同設置する機関の委員等の 選任 | 地方自治法 | 第252条の9 第2項 | 普通地方公共 団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 共同設置する機関の委員等の 解職請求に関する同意 | 地方自治法 | 第252条の 10 | 普通地方公共 団体の議会 | 長が付議 | 団体意思 関係普通地方公共団体の長 が議会に付議 地方自治法施行令第174条の 23第3項・第174条の24第4 項 |
| 職員の賠償責任の全部又は一 部の免除 | 地方自治法 | 第243条の2 の2第8項 | 普通地方公共 団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 普通地方公共団体が共同設置 する委員会の委員等若しくは 委員又は附属機関の委員その 他の構成員で長が議会の同意 を得て選任すべきものの選任 又は共通の候補者の選任 | 地方自治法 | 第252条の9 第2項 | 普通地方公共 団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 総合区長の選任 | 地方自治法 | 第252条の 20の2第4項 | 指定都市の議 会 | 長 | 執行前提意思 |
| 外部監査契約の解除 | 地方自治法 | 第252条の 35第2項 | 普通地方公共 団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 個別外部監査契約の解除 | 地方自治法 | 第252条の 44 | 普通地方公共 団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 一部事務組合の理事会の理事 の指名 | 地方自治法 | 第287条の3 第3項 | 一部事務組合 を組織する市 区町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |

| | | | | | | |
|----|---|---|-------------|-----------|---|--------------------------------------|
| 同意 | 新村の設置があった場合の職務執行者の定め | 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和39年法律第106号) | 第4条第1項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 新村が当該議会の議決に代えて都道府県知事の承認を得て条例の制定改廃する場合の都道府県知事の承認 | 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律 | 第6条第2項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 人事委員会・公平委員会の委員の選任 | 地方公務員法(昭和25年法律第261号) | 第9条の2第2項 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 政党所属関係による人事委員会・公平委員会の委員の罷免 | 地方公務員法 | 第9条の2第5項 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 人事委員会・公平委員会の委員の罷免 | 地方公務員法 | 第9条の2第6項 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 地方公営企業の職員の賠償責任の全部又は一部の免除 | 地方公営企業法 | 第34条 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 教育長の任命 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) | 第4条第1項 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 教育委員会の委員の任命 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 第4条第2項 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 教育長又は委員の罷免 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 第7条第1項 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 政党所属関係による教育長又は委員の罷免 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 第7条第3項 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 都道府県公安委員会の委員の任命 | 警察法(昭和29法律第162号) | 第39条第1項本文 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 都道府県公安委員会の委員のうち指定市の市長の推薦によるものの当該市長による推薦 | 警察法 | 第39条第1項ただし書 | 指定市の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 都道府県公安委員会の委員の罷免 | 警察法 | 第41条第2項本文 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 都道府県公安委員会の委員の罷免に関する指定市の議会の同意 | 警察法 | 第41条第2項ただし書 | 指定市の議会 | 長 | 執行前提意思 都道府県知事が指定都市の長に対し同意を得ることの求め |
| | 指定県以外の県における政党所属関係による県公安委員会の委員の罷免 | 警察法 | 第41条第3項 | 県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 都・道・府・指定県における政党所属関係による都道府県公安委員会の委員の罷免 | 警察法 | 第41条第4項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| | 収用委員会の委員及び予備委員の任命 | 土地収用法(昭和26年法律第219号) | 第52条第3項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |

| | | | | | |
|---|---------------------------|------------|-------------------|---|-----------------------|
| 固定資産評価員の選任 | 地方税法(昭和25年法律第226号) | 第404条第2項 | 市町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 二以上の市町村の長の協議による同一の者の固定資産評価員への協同選任 | 地方税法 | 第404条第3項 | 市町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 固定資産評価審査委員会の委員の選任 | 地方税法 | 第423条第3項 | 市町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 固定資産評価審査委員会の委員の任期中の罷免 | 地方税法 | 第427条 | 市町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 農業委員会委員の任命 | 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号) | 第8条第1項 | 市町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 農業委員会委員の罷免 | 農業委員会等に関する法律 | 第11条第1項 | 市町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 国が地方公共団体の財産又は公の施設を使用する場合の使用料の負担の免除 | 地方財政法(昭和23年法律第109号) | 第24条 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 土地利用審査会の委員の任命 | 国土利用計画法(昭和49年法律第92号) | 第39条第4項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 土地利用審査会の委員の解任 | 国土利用計画法 | 第39条第7項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 特定行政庁による建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限の命令 | 建築基準法(昭和25年法律第201号) | 第11条第1項 | 建築物の所在地の市町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 市町村長による建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることの命令 | 景観法(平成16年法律第110号) | 第70条第1項 | 市町村の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 港務局が解散した場合の委員以外の者からの清算人の選任 | 港湾法(昭和25年法律第218号) | 第10条の3 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 解散した港務局の財産につき定款で権利の帰属すべき者を指定しなかった場合等における清算人による財産の処分 | 港湾法 | 第10条の10第2項 | 港務局を組織する地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 同意を得る主体は清算人 |
| 港務局の委員会委員の任命 | 港湾法 | 第16条第3項 | 港務局を組織する地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 港務局の委員会委員の罷免 | 港湾法 | 第19条 | 港務局を組織する地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 広域的水道整備計画の策定 | 水道法(昭和32年法律第177号) | 第5条の2第2項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 都道府県公害審査会の委員の任命 | 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号) | 第16条第1項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 都道府県公害審査会の委員の罷免 | 公害紛争処理法 | 第16条第6項 | 都道府県の議会 | 長 | 執行前提意思 |
| 保護の実施機関が行う保護の事務委託の協議により定める委託条件に関する同意 | 生活保護法施行令 | 第1条 | 普通地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 |

| 承認 | | | | | | |
|-------------------|--|---|-------------------|-------------------|---------------------|--|
| 承認 | 長の職務を代理する副知事又は副市町村長の所定期日前の退職 | 地方自治法(昭和22年法律第67号) | 第165条第1項 | 普通地方公共団体の議会 | 職務代理である副知事・副市町村長の申出 | 執行前提意思 |
| | 長による専決処分の報告 | 地方自治法 | 第179条第3項 | 普通地方公共団体の議会 | 長 | 機関意思 事後の承認 効力に影響せず |
| | 特別区設置協定書 | 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成24年法律第80号) | 第6条第1項 | 関係市町村・関係道府県の議会 | 長 | 団体意思(特別区の設置については選挙人の投票に付される) |
| | 特別区を包括する道府県の区域内における特別区の設置に係る特別区設置協定書 | 大都市地域における特別区の設置に関する法律 | 第13条 | 特定市町村・特定道府県の議会 | 長 | 団体意思(特別区の設置については選挙人の投票に付される) |
| | 新村が当該議会の議決に代えて都道府県知事の承認を得て制定改廃した条例についての新村議会の承認 | 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和39年法律第106号) | 第6条第3項 | 村の議会 | 長 | 団体意思 事後の承認 |
| | 固定資産評価審査委員会の補欠の委員を議会閉会中に選任した場合の事後の承認 | 地方税法(昭和25年法律第226号) | 第423条第5項 | 市町村の議会 | 長 | 機関意思 事後の承認 承認が得られなければ罷免 |
| | 地方公営企業の予算上資金上不可能な支出を内容とする労使協定 | 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号) | 第10条第2項 | 地方公共団体の議会 | 長 | 執行前提意思 資金の支出を内容とする協定は予算と同様に議決 |
| | 銃砲刀剣類の授受・運搬・携帯の禁止・制限の告示 | 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号) | 第26条第3項 | 都道府県の議会 | 長 | 都道府県公安委員会が告示 機関意思 事後の承認 承認が得られなければ将来に向かって失効 |
| | 議会の閉会中により同意を得ないでした収用委員会の委員・予備委員の任命 | 土地収用法(昭和26年法律第219号) | 第52条第6項 | 都道府県の議会 | 長 | 機関意思 事後の承認 承認が得られなければ罷免 |
| | 港務局の定款又はその変更 | 港湾法(昭和25年法律第218号) | 第6条第2項 | 港務局を設置する地方公共団体の議会 | 長 | 機関意思 承認は効力要件 |
| 滞納処分について定める港務局の規程 | 港湾法 | 第44条の3第3項 | 港務局を組織する地方公共団体の議会 | 長 | 機関意思 承認は効力要件 | |

| 決定 | | | | | | |
|----|-----------------------|--------------------|-----------|-------------|----|------|
| 決定 | 議会が調査を行う場合において要する経費の額 | 地方自治法(昭和22年法律第67号) | 第100条第11項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 会期及びその延長並びにその開閉に関する事項 | 地方自治法 | 第102条第7項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 選挙における投票の効力に関する異議 | 地方自治法 | 第118条第1項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 会議規則の設定 | 地方自治法 | 第120条 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |

| | | | | | | |
|--|--------------------|-------|--------------|-------------|----|------|
| | 会議録に署名する2人以上の議員の決定 | 地方自治法 | 第123条第2項・第3項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 議員の資格の決定 | 地方自治法 | 第127条第1項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |

| 許可 | | | | | | |
|----|---------------|--------------------|-------|-------------|--------|------|
| 許可 | 議会の議長及び副議長の辞職 | 地方自治法(昭和22年法律第67号) | 第108条 | 普通地方公共団体の議会 | 当事者の申出 | 機関意思 |
| | 議会の議員の辞職 | 地方自治法 | 第126条 | 普通地方公共団体の議会 | 当事者の申出 | 機関意思 |

| 採択 | | | | | | |
|----|-------|--------------------|-------|-------------|-----|------------------|
| 採択 | 請願の採択 | 地方自治法(昭和22年法律第67号) | 第125条 | 普通地方公共団体の議会 | 請願者 | 機関意思 議員の紹介が必要 |

| 意見 | | | | | | |
|----|---|-----------------------|--------------------|-------------------|------|------|
| 意見 | 都道府県知事による市町村の廃置分合又は境界変更の計画の策定・変更に関する意見 | 地方自治法(昭和22年法律第67号) | 第8条の2第2項 | 都道府県・その区域内の市町村の議会 | 長 | 機関意思 |
| | 当該普通地方公共団体の公益に関する事件についての意見書の提出 | 地方自治法 | 第99条 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 給与等に対する審査請求に関する諮問 | 地方自治法 | 第206条第2項・第3項 | 普通地方公共団体の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| | 分担金、使用料等の徴収に関する処分についての審査請求に関する諮問 | 地方自治法 | 第229条第2項・第3項 | 普通地方公共団体の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| | 督促、滞納処分等の徴収に関する処分についての審査請求に関する諮問 | 地方自治法 | 第231条の3第7項・第8項 | 普通地方公共団体の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| | 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に関する諮問 | 地方自治法 | 第238条の7第2項・第3項 | 普通地方公共団体の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| | 職員に対する賠償命令についての審査請求に関する諮問 | 地方自治法 | 第243条の2の2第11項・第12項 | 普通地方公共団体の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| | 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に関する諮問 | 地方自治法 | 第244条の4第2項・第3項 | 普通地方公共団体の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| | 外部監査人に対する意見 | 地方自治法 | 第252条の34第2項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見 | 人権擁護委員法(昭和24年法律第139号) | 第6条第3項 | 市町村の議会 | 長 | 機関意思 |
| | 境界地の道路の管理に関する裁定をする場合の関係道路管理者の意見に関する諮問 | 道路法(昭和27年法律第180号) | 第19条第3項 | 道路管理者である都道府県の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| | 共用管理施設の管理に関する裁定をする場合の共用管理施設関係道路管理者の意見に関する諮問 | 道路法 | 第19条の2第3項 | 道路管理者である都道府県の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |

| | | | | | |
|---|----------------------|----------------------|-------------------|------|------|
| 兼用工作物の管理に関する裁定をする場合の道路管理者の意見に関する諮問 | 道路法 | 第20条第4項 | 道路管理者である都道府県の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| 道路と鉄道との交差に関する裁定をする場合の道路管理者の意見に関する諮問 | 道路法 | 第31条第3項 | 道路管理者である都道府県の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| 高速道路に関する裁定をする場合の他の道路の道路管理者の意見についての諮問 | 道路整備特別措置法(昭和31年律第7号) | 第9条第3項 | 道路管理者である地方公共団体の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| 共用管理施設等の管理に要する費用の分担に関する裁定をする場合の道路管理者の意見についての諮問 | 道路整備特別措置法 | 第38条第3項 | 道路管理者である地方公共団体の議会 | 長が諮問 | 機関意思 |
| 特許・工事施行の認可の申請等のあった場合に軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を求められた場合の意見 | 軌道法施行令(昭和28年政令258号) | 第2条第2項・第5条第2項・第6条第3項 | 道路管理者である地方公共団体の議会 | 長 | 機関意思 |

| 請求 | | | | | | |
|----|--|--------------------|-------------|-------------|----|--------------------------------|
| 請求 | その事務の管理、議決の執行及び出納を検査する場合の長、委員会・委員に対する報告の請求 | 地方自治法(昭和22年法律第67号) | 第98条第1項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 監査委員に対する監査の要求と監査の結果に関する報告の請求 | 地方自治法 | 第98条第2項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 調査を行うため特に必要な選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求 | 地方自治法 | 第100条第1項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明の要求 | 地方自治法 | 第100条第5項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 調査を行うための区域内の団体等に対する照会・記録の送付の求め | 地方自治法 | 第100条第10項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 参考人の出頭を求め | 地方自治法 | 第115条の2第2項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 長、委員会・委員に対して送付した請願の処理の経過及び結果の報告の請求 | 地方自治法 | 第125条 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 外部監査人又は外部監査人であった者の説明の求め | 地方自治法 | 第252条の34第1項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 |
| | 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの求め | 地方自治法 | 第252条の40第1項 | 普通地方公共団体の議会 | 議員 | 機関意思 第98条第2項により議会が監査請求をする場合 |